

産業・建設常任委員会審査報告

○**渋谷佐輔議長** 次に、産業・建設常任委員会の審査の報告を求めます。

梅津善之産業・建設常任委員長。

(梅津善之産業・建設常任委員長登壇)

○**梅津善之産業・建設常任委員長** おはようございます。

平成30年第5回市議会定例会において産業・建設常任委員会に付託になりました議案4件について、審査いたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る12月6日に開催し、委員全員出席のもと、当局関係者の出席を求め、審査いたしております。

なお、議案の当該箇所につきましては、現地踏査をいたしましたことを申し添えます。

初めに、議案第90号 市道路線の認定についてご説明申し上げます。

本案は、国道287号長井南バイパス開通に伴う1路線及び開発行為に関する工事の完了に伴う1路線について、市道路線の認定をするため提案されたものであります。

質疑に入り、委員からは、今泉時庭線の終点の接続道路はどこになるのかとの質疑がなされ、建設課長からは、県道の中時庭線となるとの答弁を受けたところであります。

さらに委員からは、国道348号と287号南バイパスの接続部分は、県道中時庭線となるのかとの質疑がなされ、建設課長からは、県道が延長され、県道中時庭線になるとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、白川橋も移管になると思うが、地下横断道路や照明灯等も含めた維持管理費としてどのぐらい見込んでいるのかとの質

疑がなされ、建設課長からは、除雪費用として1,100万円程度、その他、修繕費用として200から300万円程度、合わせて年間約1,400万円程度を見込んでいるとの答弁を受けたところであります。

さらに委員からは、道路部分2,361メートルについて、交付税措置はどのくらいを見込んでいるのかとの質疑がなされ、建設課長からは、56%程度の交付税措置で、1,400万円の維持管理費に対し、約790万円の歳入を見込んでいるとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、今泉の歩道橋の除雪はどのようになるのか。子供たちが利用する箇所でもあり、万全を期すべきと考えるがとの質疑がなされ、建設課長からは、人力による除雪となるが、安全に通行できるよう十分に配慮した除雪を行うとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第87号 金井神線道路改良工事(第2工区)請負契約の一部を変更する契約の締結についてご説明申し上げます。

本案は、平成30年6月4日に議決した、金井神線道路改良工事(第2工区)請負契約について、契約の一部を変更する契約を締結するため、長井市議会の議決に付すべき契約及び財産の所得または処分に関する条例第2条の規定により提案されたものであります。

質疑に入り、委員からは、工期は3月20日までとなっているが、渋滞解消のため、片側交互通行の方法等により先行して開通させることはできないのかとの質疑がなされ、建設課長からは、できるだけ早く通行できるよう体制を整えていくとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、路面がかさ上げになり、大分高さがあるが、安全対策はどのようになっているのかとの質疑があり、建設参事からは、規定に基づき、通行車両の安全確保のためのガ

ードレールを設置を予定しているとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、山側についてはどこまでが道路用地になっているのかとの質疑がなされ、建設課からは、のり面から1メートルを用地として買収しているとの答弁を受けたところであります。

さらに委員からは、山側に桜の木を植栽する計画だったはずだが、その1メートルの中で植栽を行うのかとの質疑がなされ、建設課からは、堤防の幅員が約10メートル、うち車道部分が6メートルとなっており、残り4メートルの部分に植栽を予定しているとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、大型ダンプ等の通行が予想されることから、安全対策の徹底に加え、道路環境の維持についても対策が必要と考えるが、どのような取り組みを想定しているのかとの質疑がなされ、建設課からは、安全対策、環境整備等について、近隣プラント等を指導していくとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第94号 長井市定住促進住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、旧財務省官舎を定住促進住宅として設置することに伴い、入居要件の緩和や家賃の見直し等を行い、市外からの転入及び定住の促進を図るため、提案されたものであります。

質疑に入り、委員からは、転入子育て世帯として認定される期間はいつまでかとの質疑がなされ、建設課からは、15歳以下の同居親族がいなくなるまで、または入居開始から10年となるとの答弁を受けたところであります。

さらに委員からは、転入子育て世帯と市内子育て世帯の月額家賃に1万円の差があるが、市内子育て世帯にも同様の優遇措置が考えられな

いか。また、4月1日の施行直前に転入したような場合、何らかの救済措置をとることができないかとの質疑がなされ、建設課からは、市外から転入・定住を促進する観点から、市内子育て世帯よりもさらに優遇した家賃設定としている。また、転入世帯の判断基準として、転入届を提出することができる世帯としていることから、転入日について一定の線引きは必要と考えているとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、家賃及び駐車場使用料について、消費税の引き上げを織り込んだ金額なのか、それとも来年10月の消費税率引き上げに際しては金額の改定が必要になるのかとの質疑がなされ、建設課からは、消費税率の引き上げに際しては、金額の改定が必要であるとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、転入世帯の判定に当たり、市内に居住歴があり、一旦市外に転出した後に再度転入するような場合、市外に転出していた期間がどのぐらいあれば転入世帯として認められるのかとの質疑がなされ、建設課からは、転入届が受理されれば、市外に居住していた期間の長さにかかわらず、転入世帯として認めることとなるとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第88号 長井市公共下水道管理センターの建設工事委託に関する協定の一部を変更する協定の制定について申し上げます。

本案は、平成29年12月22日に議決した、長井市公共下水道管理センター建設工事委託に関する協定について、協定の一部を変更する協定を締結するため、長井市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により提案されたものであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で産業・建設常任委員会に付託になります。

した案件審査の報告を終わります。

○**渋谷佐輔議長** 委員長の報告が終わりました。
ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**渋谷佐輔議長** 質疑もないので、質疑を終結いたします。

それでは、日程第6、議案第87号 金井神線道路改良工事(第2工区)請負契約の一部を変更する契約の締結についてから日程第9、議案第94号 長井市定住促進住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてまでの4件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、順次採決いたします。

まず、日程第6、議案第87号 金井神線道路改良工事(第2工区)請負契約の一部を変更する契約の締結についての1件について、産業・建設委員長の報告は原案可決であります。産業・建設委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○**渋谷佐輔議長** 起立全員であります。

よって、議案第87号は、産業・建設委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第7、議案第88号 長井市公共下水道管理センターの建設工事委託に関する協定の一部を変更する協定の締結についての1件について、産業・建設委員長の報告は原案可決であります。産業・建設委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○**渋谷佐輔議長** 起立全員であります。

よって、議案第88号は、産業・建設委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第8、議案第90号 市道路線の認定についての1件について、産業・建設委員長の報告は原案可決であります。産業・建設委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求

めます。

(起立全員)

○**渋谷佐輔議長** 起立全員であります。

よって、議案第90号は、産業・建設委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第9、議案第94号 長井市定住促進住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、産業・建設委員長の報告は原案可決であります。産業・建設委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**渋谷佐輔議長** ご異議なしと認めます。

よって、議案第94号は、産業・建設委員長報告のとおり決定いたしました。

予算特別委員会審査報告

○**渋谷佐輔議長** 次に、予算特別委員会の審査の報告を求めます。

五十嵐智洋予算特別委員長。

(五十嵐智洋予算特別委員長登壇)

○**五十嵐智洋予算特別委員長** 平成30年第5回市議会定例会において予算特別委員会に付託になりました議案第95号 平成30年度長井市一般会計補正予算第4号を初め、特別会計補正予算4件について、審査いたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

予算特別委員会は、会議日程に従い、12月7日に審査を行いました。

審査に当たっては、各会計補正予算の概要について担当課長から説明を受けた後、2名の委員の総括質疑が行われ、終了後に細部審査を行ったところではありますが、その経過につきましては、議長を除く全員で構成する委員会でありますので、後刻会議録によりご承知くださいますようお願い申し上げます、審査の結果のみご報告